

## 単元株式数の変更に関する公告

2016年10月1日

株主各位

東京都港区三田三丁目5番27号  
日本板硝子株式会社  
代表執行役 森 重樹

当社は、2016年5月20日開催の取締役会決議により、会社法第195条第1項の規定に基づき定款を変更し、同年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更いたしましたので、公告いたします。

以上

(ご参考)

当社は、2016年6月29日開催の第150期定時株主総会決議に基づき、同年10月1日を効力発生日として、当社株式について10株を1株にする株式併合を行っております。

上記に伴い、2016年9月28日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は、1,000株から100株に変更されております。

株主の皆様におかれましては、特段のお手続きの必要はございませんので、念のため申し添えます。